

令和4年度

「学都仙台単位互換ネットワークに関する協定」に基づく 宮城教育大学派遣学生募集要項

本学は、大学・高等専門学校間の交流と協力を推進し、大学教育の活性化と充実に資するとともに、意欲ある学生に対して多様な学習機会を提供することを目的とした「学都仙台単位互換ネットワークに関する協定」に基づき派遣学生を募集する。

1. 受入れ大学／高等専門学校

石巻専修大学、尚絅学院大学、仙台白百合女子大学、仙台大学、東北学院大学、東北芸術工科大学、東北工業大学、東北生活文化大学、東北大学、東北福祉大学、東北文化学園大学、東北医科薬科大学、宮城学院女子大学、宮城大学、聖和学園短期大学、東北生活文化大学短期大学部、宮城誠真短期大学、仙台赤門短期大学、仙台高等専門学校、放送大学、仙台青葉学院短期大学の各大学／高等専門学校とする。

2. 履修可能な授業科目

各大学・高等専門学校から特別聴講（単位互換）学生募集要項が送付されるので、教務課教務企画係（3番窓口）で確認すること。

3. 出願手続

- ①出願資格：学部学生とする。
- ②提出書類：派遣学生願書（本学所定用紙）
受入れ大学・高等専門学校で必要とする書類。（希望する大学・高等専門学校が複数の場合は、それぞれの大学・高等専門学校毎に必要な書類とする。）
- ③提出先：教務課教務企画係
- ④出願期間：4月4日（月）（前期分）8月5日（金）（後期分）
放送大学の授業を履修希望する際は、上記の期間と異なる場合がある。詳細については、別途掲示する。
なお、大学によっては後期分の出願期限が前期と同様となっている場合があるので、募集要項を確認すること。
- ⑤派遣期間：履修する授業科目が開講される学期又は学年とし、1年以内とする。

4. 選考方法

提出された書類により、受入れ大学・高等専門学校が行う。

5. 受入れ許可

受入れ大学・高等専門学校からの通知により、掲示で周知する。

なお、受入れ許可された者には、「特別聴講学生（単位互換）学生証」を当該大学・高等専門学校指定窓口で交付する。

6. 授業料等

入学科、授業料は徴収しない（放送大学を除く）。ただし、履修する科目によって実費相当の経費が必要になる場合がある。

放送大学で開講されている授業を履修する場合は、放送大学で定める授業料が必要となる。

7. 授業及び試験

- ① 授業日程の変更及び休講等は、受入れ大学・高等専門学校からの通知により掲示で周知する。
- ② 授業日程及び受験上の注意等は、受入れ大学・高等専門学校の指示に従うこと。また、シラバスを参照すること。
- ③ 試験の日時が重複した場合等、やむを得ない理由があるときは、追試験を受けることができるので、申し出ること（日時が重複した場合は、本学の試験を優先する）。

8. 単位の認定

受入れ大学・高等専門学校からの成績通知に基づき、本学の授業科目に読み替えて認定する。認定可能な科目は、下記のとおりである。なお、本学で開設している授業科目名に読替えられない場合は、当該他大学・高等専門学校の授業科目、単位数で認定する（この場合は、卒業単位にならない）。

・令和3年度以前入学者

- ①基礎教育科目の必修以外の科目
- ②基盤教養科目

・令和4年度以降入学者

- ①専門基盤科目の必修以外の科目

9. 施設の利用

受入れ大学・高等専門学校の図書館、食堂等を利用することができる（大学・高等専門学校によって利用できる施設等が異なる場合があるので、募集要項等で確認すること）。

10. 派遣の辞退

「特別聴講（単位互換）学生」として許可された学生が、やむを得ない事情で辞退する場合は、速やかに教務課教務企画係に申し出て、辞退の手続きを行うこと。

11. その他

その他不明な点は、教務課教務企画係に照会すること。

令和4年4月 宮城教育大学教務課教務企画係